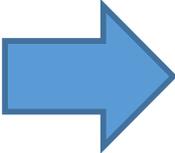


独占禁止法特例法の概要

国土交通省 東北運輸局
交通政策部 交通企画課

目的

この法律は、人口の減少等により乗合バス事業者及び地域銀行（「特定地域基盤企業」と総称）が持続的にサービスを提供することが困難な状況にある一方で、当該サービスが国民生活及び経済活動の基盤となるものであって、他の事業者による代替が困難な状況にあることに鑑み、合併その他の行為について独禁法の特例を定め、特定地域基盤企業の経営力の強化、生産性の向上等を通じて、将来にわたってサービスの提供の維持を図ることにより、地域経済の活性化及び地域住民の生活の向上を図り、もって一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

- 
- ✓ 「一般消費者の利益の確保」は独占禁止法の最終目的と同じ。独占禁止法は「公正且つ自由な競争を促進」することによりこれを実現。
 - ✓ 一方、独占禁止法特例法では、独占禁止法の適用除外を措置し、「将来にわたってサービスの提供の維持を図ること」により実現。

構成

1. **総則** - 法律の目的、定義（乗合バス事業者（地域一般乗合旅客自動車運送事業者）・地域銀行等）
2. **合併等の認可等**
 - 主務大臣の認可を受けて行う特定地域基盤企業（乗合バス・地域銀行）・親会社の合併等には独禁法を適用しない
 - 申請者による基盤的サービス維持計画の提出、主務大臣の認可基準、公取委との協議
 - 主務大臣による事後的な適合命令（公取委からの措置請求が可能）
3. **共同経営（カルテル）の認可等**
 - 国土交通大臣の認可を受けて行う乗合バス等の共同経営には独禁法を適用しない
 - 申請者による共同経営計画の提出、法定協議会への意見聴取、国土交通大臣の認可基準、公取委との協議
 - 国土交通大臣による事後的な適合命令（公取委からの措置請求が可能）
4. **雑則・罰則** - 主務大臣（乗合バス→国土交通大臣、地域銀行→内閣総理大臣）、適合命令違反への罰則等
5. **附則** - 10年以内に本法を廃止するものとする旨等

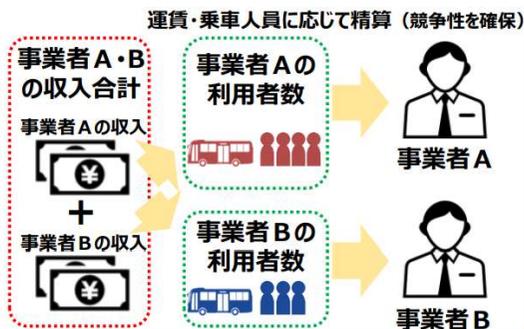
特例法における共同経営により可能となる新たな行為

【従前から独占禁止法上問題とないとされる行為】

- ① 地方自治体が複数事業者と個別に調整
(運賃プールを除く)



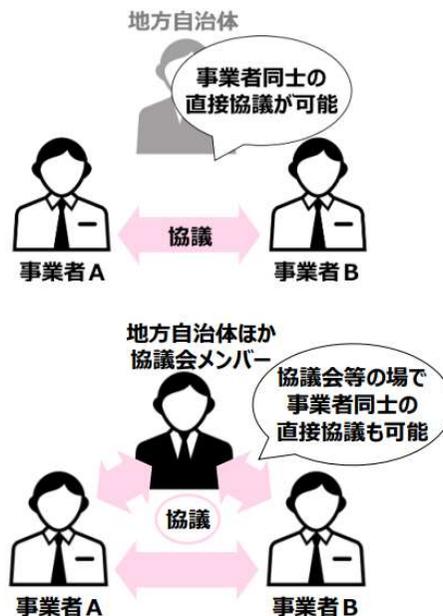
- ② 各社の運賃・乗車人員に応じて運賃収入を精算 (競争性が確保される場合)



【共同経営に係る認可を受けることにより可能となる行為】

共同経営に係る認可を受けることにより、可能な行為が拡大

- ① 事業者間での直接協議



※本特例法の認可を受けることを前提として、当該認可申請の準備のために認可を受ける具体的な行為に関して、必要な範囲内で、申請前に調整や合意を行うことも可能。

- ② 運賃・乗車人員だけではなく、運行回数や運行距離を勘案した収入調整 (運賃プール)



特例法における共同経営(カルテル)の適用除外スキーム

1. 適用除外の対象になる共同経営によるサービス内容

① ネットワーク内の路線・運行系統について、利用者が一定の条件の範囲内で地域公共交通を利用することができる運賃・料金の設定

※ 定額制乗り放題、通し運賃 等

【定額制乗り放題のイメージ】

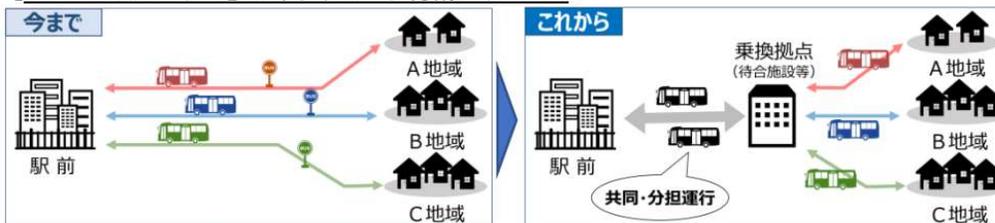


【通し運賃のイメージ】



② ネットワーク内の路線・運行系統の共同・分担運行
 ※ 「ハブ・アンド・スポーク型」のネットワーク再編、ループバス 等

【「ハブ&スポーク型」のネットワーク再編のイメージ】



【「ループバス」導入によるネットワーク再編のイメージ】



③ ネットワーク内の路線・運行系統の運行回数・運行時刻の設定

※ 等間隔運行、パターンダイヤ 等

【等間隔運行、パターンダイヤのイメージ】



これらのサービスと併せて行う運賃プール等による収入調整も可能に。

これにより、これまで進んでこなかった複数事業者間の円滑な連携を促進。

2. 事業者による申請・共同経営計画の提出

- 共同経営の認可を受けようとする乗合バス事業者等（乗合バス事業者又は公共交通事業者）は、あらかじめ法定協議会（※）への意見聴取を経たうえで、共同経営計画を国土交通大臣に提出。

※地域公共交通活性化再生法の法定協議会

記載事項

- ①申請者に関する事項、②対象の区域（計画区域）・路線等、③共同経営の内容、④運賃プールに関する事項、⑤共同経営の目標（収益性・人員数・車両数等の改善目標、サービス維持の目標）、⑥実施期間、⑦その他必要な事項

3. 国土交通大臣による共同経営の認可 (※)

- ① 計画区域内に、基盤的サービスに係る路線であって、**収支が不均衡な状況にある路線**が存すること。(=赤字路線があること)
- ② 共同経営により、基盤的サービスに係る**事業の改善が見込まれる**とともに、その改善に応じ、計画区域内において**基盤的サービスの提供の維持**が図られること。
- ③ 地域公共交通活性化再生法の**基本方針に照らして適切**なものであること。
- ④ 利用者に対して**不当な不利益を生ずるおそれがあると認められない**こと。
- ⑤ 基盤的サービスの提供の維持を図るために**必要な限度を超えない範囲内**のものであること。

※ 認可に際し、国土交通大臣は公取委に協議しなければならない。

4. 事後の監督

- 国土交通大臣は、認可基準（①を除く。）に適合するものでなくなったと認めるときは、**適合命令**。